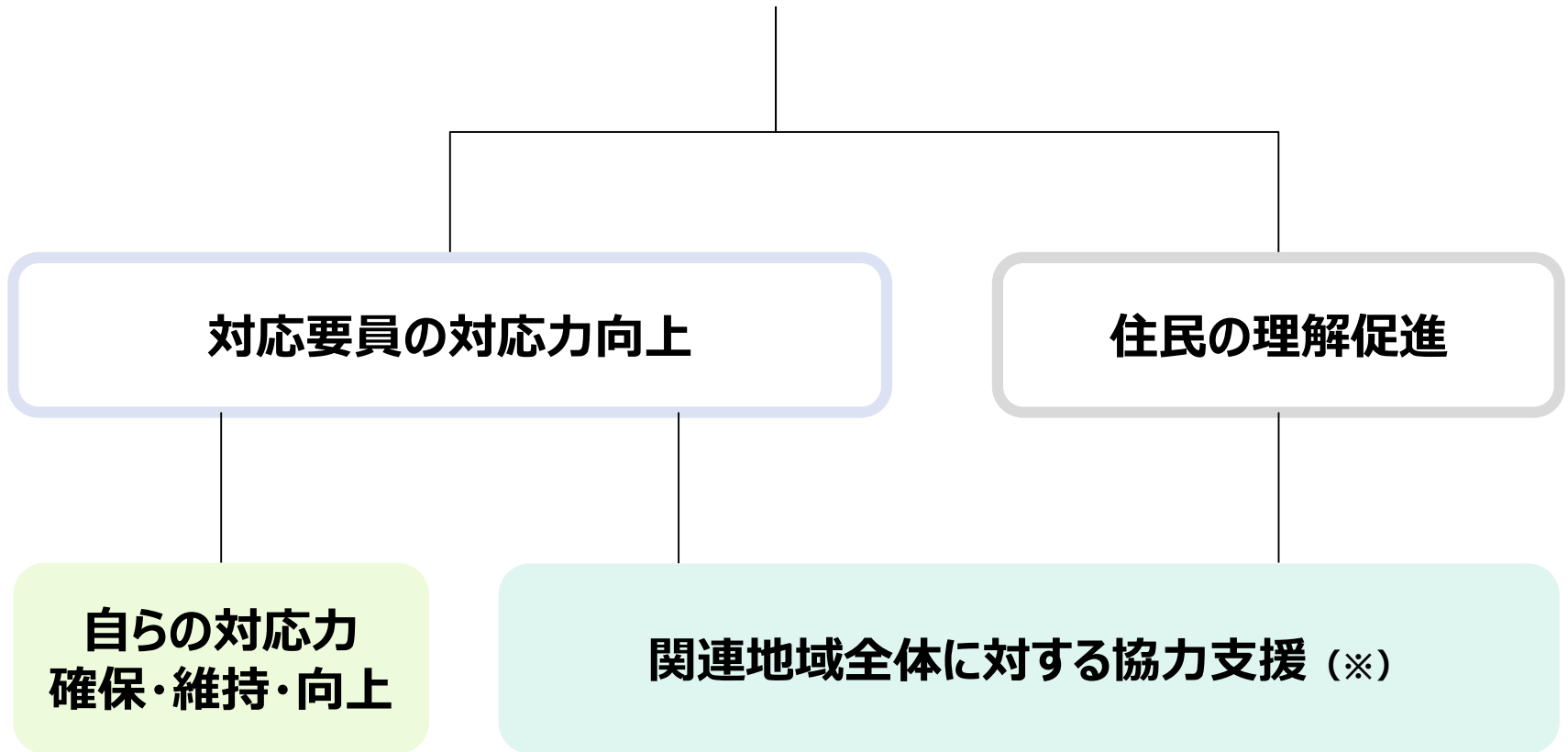




原子力災害対応の実効性向上



(※) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援と「緊急時対応」の継続的な改善・見直しは必要条件（前提）

これまでの進展

内閣府（原子力防災担当）の役割は、平時から緊急時まで一貫してオフサイトの原子力災害対策に対応すること

- 2011年 3月 ● 東京電力福島第一原子力発電所事故
- 2012年 9月 ● 原子力規制委員会の発足
- 10月 ● 原子力災害対策指針・原子力災害対策マニュアルの制定
- 2013年 9月 ● 地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム設置
- 10月 ● 原子力総合防災訓練の再開（複合災害を想定するなど全面的に見直し）
- 2014年 10月 ● 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の発足
- 2015年 3月 ● 地域原子力防災協議会の設置

(改善例)

- 原子力災害対策重点区域はEPZ（10km圏内）から、PAZ（0～5km）・UPZ（5～30 km）に見直し、PAZは放出前避難、UPZは屋内退避し、放出後はモニタリング結果により一時移転等の防護措置を実施
- 要配慮者への配慮（早期避難と屋内退避）

(ワーキングチームの体制見直し・強化)

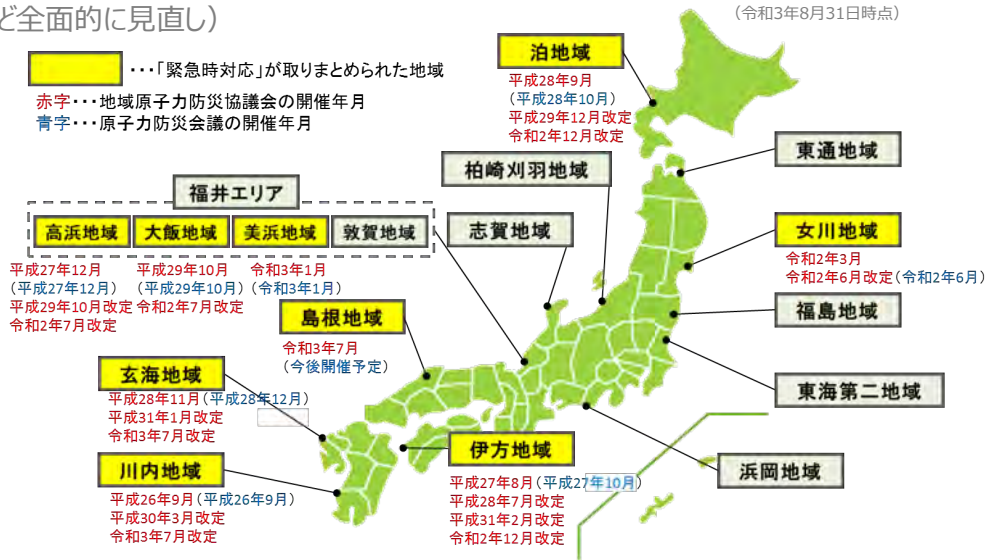
「緊急時対応」策定が進展

(取組例)

- 研修事業の構築開始
- 内原防の体制強化
- 安定ヨウ素剤の事前配布の推進（配布方法の改善）
- 感染症流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方等の公表

「緊急時対応」の取りまとめ状況

(令和3年8月31日時点)



東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、これまで制度整備（法令、マニュアル等）、地域防災計画・避難計画を含む「緊急時対応」の策定・改定に取り組んできた。

原子力災害対応の**実効性向上**に取り組むことが重要